

第七回
国会

参議院選挙法改正に関する特別委員会会議録第十七号

昭和二十五年四月二十七日(木曜日)午
前十一時十四分開会

委員の異動

四月七日委員小川友三君議員を除名さ
れた。

本日の会議に付した事件

○国会議員の選挙等の執行経費の基準
に関する法律案内閣提出

○国会議員の選挙等の執行経費の基準
に関する法律案中一部修正に関する
請願(第二一三八号)

○委員長(小串清一君) それではこれ
より委員会を開会いたします。

前回の折に吉岡局長よりこの案の御
説明がありました。例の国会議員の
選挙等の執行経費の基準に関する法律
案の第十一條以下について一通り御説
明を求めます。

○政府委員(吉岡憲一君) では第十一
條以下の條文について御説明申し上げま
す。

第十一條は新聞広告の公営に要する
経費であります。これは時々、又地
方によつて多少違いますので、特に規
定してございせん。全国選挙管理委
員会が定めることにいたしてございま
す。

それから次の第十二條、これはポス
ター用紙の経費でございます。これは
今度の公職選挙法によつて、新らしく
こういふ費用の規定が入つたのであり
ます。ポスター用紙の費用について、
衆議院議員及び参議院議員の地方選出
の選挙の候補者については、千二百

円、参議院全国選出議員の候補者につ
いては八千円、これは候補者の数によ
つて決まるわけでありまして、結局候
補者の見込によつて決まることになり
ます。

それから第十三條は事務の費用で
ございます。これは都道府県、市区町村
に関するものであります。都道府県
につきましては、都道府県庁の費用、
それから地方事務所ややはり開票をや
りましたり、管内の事務の指導或いは
連絡について、相当事務の費用を要し
ますので、これは選挙人の数によつて
段階を設けて、おの／＼費用を決
めております。この外都道府県に参り
ます費用は公営の費用であります。と
か。或いは選挙会の費用であるとか、
或いは選挙分会の費用というものが行
くわけでありまして、これはそういう
ものに入らない純粹な事務のための費
用も、従来の実績等から考えまして、
選挙人数の段階によつて決めておるわ
けであります。都道府県につきまして
は、二百万円程度から千四百万円程
度、この最後の段階は東京都だけでござ
います。この表でその上の段階は大
阪府だけが該当するわけでありまして
が、こういうふうな選挙人の数によつ
て選挙事務の費用を決めております。

それから都道府県の支庁又は地方事務
所というのは、厳格に申せば大小あり
まして、多少の違いはあると思われま
すが、多少大雑把であります。一律
に十九万五千円ということにいたして
おります。それから五大都市でありま
すが、五大都市は県と市と両方ござい
ます。国の選挙につきましては、大都
市の事務というものは割合に少いとい
えは少い。大体の仕事は区においてや
るといふことが言えるのであります。
が、最近の選挙の執行の状況を見ます
と、結果の報告の蒐集であるとか、そ
の他大都市の役割もありまして、大
都市には六十七万五千円、これは一律
に事務費を考へておるわけでありま
す。それから区につきましては、これ
も多少大雑把な嫌いがあるかも知れま
せんけれども、十万人以上の区と十萬
人以下の区に分けて、事務費の区
別をしております。それから次は市で
ありますが、市もやはり区と同じよう
な考え方、選挙人の多寡によりまし
て段階を設けて、おの／＼事務費を決
めております。それからこの中で、十
三條で特に御注意頂きたいのは、第一
項の但書に「都道府県の選挙管理委員
会は、選挙人及び世帯数、投票所及び
開票所並びに地域等について特別の
事情がある市区町村については、全国
選挙管理委員会と協議して別に基本額
を定めることができる」とあります。

これは只今申上げましたように、市区
町村につきましては、選挙人数の段階
によつて費用を決めております。た
めに、段階の端つこにある町村である
と、又特別な事情がありまして、その
段階通りの事務費では実際の事情に適
しないというものがあつたと思われ
ますので、特に全国選挙管理委員会と
都道府県の選挙管理委員会が協議して

特別にこの基準を動かすことができる
ようにしてあるわけでありまして、これ
によつて形式的に決めた基準が実際の
具体的事情に適合するように考へて
おる次第であります。投票が休日に行
われる場合の加算であるとか、そうい
うものは前に申上げたことを類推して
頂けばお分り頂けるかと思ひます。

それではこの前の会議の際に、第十
條の説明がまだ済んでいなかったさう
でありますので、第十條を申し上げます
が、第十條は立会演説会の費用のこと
であります。立会演説会は公営で行
われまして、その演説会の態様によつ
て平日であるとか、休日の場合、学校
の場合、学校以外の場合、おの／＼事
情が異なりますので、標準を設けて規
定をしておるわけでありまして、
それから次は第十四條の説明を申上
げますが、第十四條は選挙長或いは選
挙立会人その他の費用弁償に関する規
定であります。これはこの経費に関
する基準の法律に入れることのよし悪
しの問題が多少あろうかと思ひます
が、やはりこれは経費の基準の一つで
ありますので、従来と変らない金額を
決めておるわけです。従来は命令で決
まつておつたわけでありまして、それ
を法律にはつきり書いたわけでありま
す。

次に第十五條は、最高裁判裁判官
の国民審査の経費であります。これ
は国民審査の経費につきましては、い
つもであります。これは衆議院議員の選挙
と同時にいたしますので、特に見ていな
いのであります。これを單獨に行う
場合につきましては、一般的には参議院
地方選出議員選挙の経費及び参議院全
国選出の選挙の経費の三分の一の額で
あつて、公報の発行に要する費用も参
議院の地方選出議員の選挙公報発行に
要する額に準ずる額とし、又氏名揭示
費等もこれらに準ずる額ということに
して、やや裁量の余地を残しておるの
であります。大体の標準を決めてお
る次第であります。

それから次は第十六條であります
が、これは憲法第九十五條によつて一
の地方公共団体のみに適用される法律
制定の際の投票に関する経費の基準を
決めております。これはその時々
の事情によつて違ふ場合も考えられます
ので、大体第四條、第五條、第十三條の
規定によつて算出した経費の額の二分
の一に相当する額以内の額として、ま
あはつきりした経費は出していいの
であります。この範囲内で大体決めよう
ということを決めておるわけであり
ます。

それから第十七條は、再選挙等の経
費であります。国会議員の再選挙、
補欠選挙等の経費につきましては、こ
れはその時々々の選挙の事情によつて
いろいろ違ふと考えられますので、第四
條から第十五條までの規定によつて算
出した額の三分の二に相当する額以内
の額という程度の基準を示しておるに
過ぎないのであります。

それから第十八條であります。第
十八條は第一項において、全国選挙管

理委員会は第四條から前條までの規定によつて算出した各都道府県の経費と、それから市町村の経費と合せたものを都道府県に交付して、都道府県は更にその区域内の市町村において要する経費を計上して交付するという、その手続を書いております。

それから第二項におきましては、いわゆる予備的な経費と申しますか、予備的な経費として基準によつては賄い得ないもの、例えば投票所が壊れた場合、或いは候補者が予想以上に多かつた、通常以上に多いという場合には、やはり只今までの規定によつて計算する額では賄えない場合があるのでありますので、一定の額を用意して置きますという工合にしておるのであります。

それから第三項は要らなくなつた場合の返還の規定でありまして、これは通常必要な規定でありますので規定いたしております。

それから第十九條は、投票区或いは開票区の設定の基準のことでありまして、この法律で規定しておりますのは、投票所、開票所等につきましては大体単価を規定しておるとお考えになればいいのであります。従つてそれによつて市町村が賄います経費というものは投票所が幾つあるか、開票所が幾つあるかによつておの／＼違つて参ります。そういったと、投票区或いは開票区の設定の如何によつて非常に経費が違つて来るので、投票区、開票区というものがやはり一定の基準で定まらなければ、経費が徒らに膨張することになりますので、これは全国選挙管理委員会が定めた基準に従つて、投票区や或いは開票区を設置する

ことになつておるのであります。それから二十條は、選挙人成は世帯数というようものが法律の中に出ておりまして、その定義を規定しておるわけでありまして、

それから第二十一條は、役場事務組合或いは全部事務組合等についての特別の規定であります。

それから附則の第一項の公布の日は御説明申上げるまでもないと思ひますが、第二項の規定は公職選挙法で最近の、つまり今年行われます参議院議員の通常選挙につきましては、全国区の新開票の回数が一回になつております。公職選挙法では二回になつておるの一回になつておりましたので、やはり附則で決まつておりますので、そのことを規定した次第であります。

第二項は、間違ひました。新聞広告ではありません。これは選挙公報の発行のことでございます。公職選挙法で五百字になつておるのを、附則で三百字になつておりますので、それをやはりこちらにもそれに應じて附則で規定しておるわけでありまして、

○委員長(小串清一君) 御質問ございせんか。

○藤井新一君 この十二條のポスターの経費ですが、地方は千二百円、全国は八千円ですが、この交付金はどのようになつて候補者に配付になるんですか。我々はすでに紙を買つて印刷しつゝあるのではありませんか、そのときの八千円という額についても紙の質によつて違つて来ると思ひますが、その点を御説明願ひます。

○政府委員(吉岡憲二君) これは府県が要します費用に対する国が交付する金でありまして、候補者個人に行く金

とはこれは別になるんです。ポスターは都道府県がこれによつて貰つた金で買つて差上げるわけで、これが直接ポスターの費用に当るかどうかということとはこれは又別問題です。

○藤井新一君 そうしますと、紙を私が今買つて印刷しておりますが、い紙を使つた場合と悪い紙を使つた場合と差額は当然出るだろうと思ひますが、その場合はどうなるんですか。

○政府委員(吉岡憲二君) それは候補者に対しては都道府県は現物を給付することにいたします。その財源のことをここに規定しておるわけで関係はないのです。

○委員長(小串清一君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員長(小串清一君) それでは速記を始めます。この法律に関連しまして請願があります。それでそれを會議に付そうと思ひますが、請願は第二千三百十八号、昭和二十五年四月十八日に受理したもので、選挙法改正に関する特別委員会に付託になつております。即ち国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案の一部修正に関する請願、これを議題に供しますから、紹介議員の鈴木委員から御説明を求めます。

○鈴木直人君 私から御説明申上げたと思ひます。この請願は全国の五大都市を除いたと思ひますが、併し東京都だけはそこに入つておりますが、それ以外の市を以て組織されておりまする全日本市区選挙管理委員会連盟理事長の角田隆治郎氏外二百三十一名の連名による請願であります。この二百三十一名は先般四月十八日に東京におい

て全国のあらゆる市から選挙管理委員長外その代理が集まりまして協議されて、そうして只今説明になりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案についての検討をいたされ、そうしてその検討の結果、現在の法令中に不備の点、不服の点が認められたとしまして決議され、そうしてその代表者二十名程度の人達がこの二百三十一名の連名の書類を持ちまして、そうしてこの委員会に陳情に來られたわけでありまして、その際に私が便宜紹介議員としてこの請願をこの委員会に提出するというになつたのであります。以上のような経過によつて請願書を提出したのであります。その内容は別に請願書として印刷されてある筈でありますから、ここに全部朗読することは省略いたしますが、その要点とするところは第十三條にあるのであります。勿論それだけではありませんが、主としてここに記載されておるとこの具体的なものは第十三條であるのであります。即ち五大都市にありまして区に割当てるところの事務費の額と、それ以外の全国の市に割当てるところの事務費の額との間に非常に隔りがあり過ぎる、こういうこととあります。この法令によつて見ますと、区におきましては十万人未満と十万人以上の二つに分れております。ところが市は三万人未満、三万人以上五万人未満、五万人以上十万人未満、十万人以上十五万人未満、十五万人以上、こういうふうに分れておるのであります。それで仮に三万人以上五万人未満の区があつたとしましたら、それでも三十六万

余円の事務費の交付を受ける。ところが市の方は十四万何千の交付きり受けない、こういうことになるわけでありまして、仮に三万人未満の区があつたとしたとしても、この表によりまして、三万人未満の区でも三十六万何千の事務費の交付を受けるのに、市の方は九万九千余円の事務費きり貰えない、こういうことになつておるわけです。又十万人未満の市について見ても二十万五千余円より市の方は貰えないが、区の方は三十六万五千余円貰えるということ、そこにも十

四万円の差がある、こういうように市の方は非常に細分されておるに拘わらず、区の方は細分されておらない、こういうことから非常に不公平に感じても不公平がありますし、又同じ人口のところの区としても関係のものと比較をしましても区の方が非常に多過ぎる。これでは不公平であるというばかりでなく、金額においても非常に少ない、こういうことによつては到底自分達は責任を持つて選挙のことをやり得ない、こういうことになつてしまふというの具体的な問題であります。併しながらその他全般を通じて、いわゆる中小市には非常に薄い、そうしていわゆる大都市には厚いという点があるわけでありまして、而も大都市におきましては、中小都市に匹敵するものは区であるわけですから、区の管理委員会、市の方に置きましては市町村管理委員会、これが選挙の事務を執行した。そしてその上にあるものは市におきましては、都道府県に直結するということになるに拘わらず、大都市におきましては都道府県の下に五大都市というものがあつた、その下に区というものがあつる。そして区も非常に多くの経費を貰

るが市の方は十四万何千の交付きり受けない、こういうことになつたのであります。以上のような経過によつて請願書を提出したのであります。その内容は別に請願書として印刷されてある筈でありますから、ここに全部朗読することは省略いたしますが、その要点とするところは第十三條にあるのであります。勿論それだけではありませんが、主としてここに記載されておるとこの具体的なものは第十三條であるのであります。即ち五大都市にありまして区に割当てるところの事務費の額と、それ以外の全国の市に割当てるところの事務費の額との間に非常に隔りがあり過ぎる、こういうこととあります。この法令によつて見ますと、区におきましては十万人未満と十万人以上の二つに分れております。ところが市は三万人未満、三万人以上五万人未満、五万人以上十万人未満、十万人以上十五万人未満、十五万人以上、こういうふうに分れておるのであります。それで仮に三万人以上五万人未満の区があつたとしましたら、それでも三十六万

余円の事務費の交付を受ける。ところが市の方は十四万何千の交付きり受けない、こういうことになつたのであります。以上のような経過によつて請願書を提出したのであります。その内容は別に請願書として印刷されてある筈でありますから、ここに全部朗読することは省略いたしますが、その要点とするところは第十三條にあるのであります。勿論それだけではありませんが、主としてここに記載されておるとこの具体的なものは第十三條であるのであります。即ち五大都市にありまして区に割当てるところの事務費の額と、それ以外の全国の市に割当てるところの事務費の額との間に非常に隔りがあり過ぎる、こういうこととあります。この法令によつて見ますと、区におきましては十万人未満と十万人以上の二つに分れております。ところが市は三万人未満、三万人以上五万人未満、五万人以上十万人未満、十万人以上十五万人未満、十五万人以上、こういうふうに分れておるのであります。それで仮に三万人以上五万人未満の区があつたとしましたら、それでも三十六万

余円の事務費の交付を受ける。ところが市の方は十四万何千の交付きり受けない、こういうことになつたのであります。以上のような経過によつて請願書を提出したのであります。その内容は別に請願書として印刷されてある筈でありますから、ここに全部朗読することは省略いたしますが、その要点とするところは第十三條にあるのであります。勿論それだけではありませんが、主としてここに記載されておるとこの具体的なものは第十三條であるのであります。即ち五大都市にありまして区に割当てるところの事務費の額と、それ以外の全国の市に割当てるところの事務費の額との間に非常に隔りがあり過ぎる、こういうこととあります。この法令によつて見ますと、区におきましては十万人未満と十万人以上の二つに分れております。ところが市は三万人未満、三万人以上五万人未満、五万人以上十万人未満、十万人以上十五万人未満、十五万人以上、こういうふうに分れておるのであります。それで仮に三万人以上五万人未満の区があつたとしましたら、それでも三十六万

余円の事務費の交付を受ける。ところが市の方は十四万何千の交付きり受けない、こういうことになつたのであります。以上のような経過によつて請願書を提出したのであります。その内容は別に請願書として印刷されてある筈でありますから、ここに全部朗読することは省略いたしますが、その要点とするところは第十三條にあるのであります。勿論それだけではありませんが、主としてここに記載されておるとこの具体的なものは第十三條であるのであります。即ち五大都市にありまして区に割当てるところの事務費の額と、それ以外の全国の市に割当てるところの事務費の額との間に非常に隔りがあり過ぎる、こういうこととあります。この法令によつて見ますと、区におきましては十万人未満と十万人以上の二つに分れております。ところが市は三万人未満、三万人以上五万人未満、五万人以上十万人未満、十万人以上十五万人未満、十五万人以上、こういうふうに分れておるのであります。それで仮に三万人以上五万人未満の区があつたとしましたら、それでも三十六万

余円の事務費の交付を受ける。ところが市の方は十四万何千の交付きり受けない、こういうことになつたのであります。以上のような経過によつて請願書を提出したのであります。その内容は別に請願書として印刷されてある筈でありますから、ここに全部朗読することは省略いたしますが、その要点とするところは第十三條にあるのであります。勿論それだけではありませんが、主としてここに記載されておるとこの具体的なものは第十三條であるのであります。即ち五大都市にありまして区に割当てるところの事務費の額と、それ以外の全国の市に割当てるところの事務費の額との間に非常に隔りがあり過ぎる、こういうこととあります。この法令によつて見ますと、区におきましては十万人未満と十万人以上の二つに分れております。ところが市は三万人未満、三万人以上五万人未満、五万人以上十万人未満、十万人以上十五万人未満、十五万人以上、こういうふうに分れておるのであります。それで仮に三万人以上五万人未満の区があつたとしましたら、それでも三十六万

余円の事務費の交付を受ける。ところが市の方は十四万何千の交付きり受けない、こういうことになつたのであります。以上のような経過によつて請願書を提出したのであります。その内容は別に請願書として印刷されてある筈でありますから、ここに全部朗読することは省略いたしますが、その要点とするところは第十三條にあるのであります。勿論それだけではありませんが、主としてここに記載されておるとこの具体的なものは第十三條であるのであります。即ち五大都市にありまして区に割当てるところの事務費の額と、それ以外の全国の市に割当てるところの事務費の額との間に非常に隔りがあり過ぎる、こういうこととあります。この法令によつて見ますと、区におきましては十万人未満と十万人以上の二つに分れております。ところが市は三万人未満、三万人以上五万人未満、五万人以上十万人未満、十万人以上十五万人未満、十五万人以上、こういうふうに分れておるのであります。それで仮に三万人以上五万人未満の区があつたとしましたら、それでも三十六万

余円の事務費の交付を受ける。ところが市の方は十四万何千の交付きり受けない、こういうことになつたのであります。以上のような経過によつて請願書を提出したのであります。その内容は別に請願書として印刷されてある筈でありますから、ここに全部朗読することは省略いたしますが、その要点とするところは第十三條にあるのであります。勿論それだけではありませんが、主としてここに記載されておるとこの具体的なものは第十三條であるのであります。即ち五大都市にありまして区に割当てるところの事務費の額と、それ以外の全国の市に割当てるところの事務費の額との間に非常に隔りがあり過ぎる、こういうこととあります。この法令によつて見ますと、区におきましては十万人未満と十万人以上の二つに分れております。ところが市は三万人未満、三万人以上五万人未満、五万人以上十万人未満、十万人以上十五万人未満、十五万人以上、こういうふうに分れておるのであります。それで仮に三万人以上五万人未満の区があつたとしましたら、それでも三十六万

余円の事務費の交付を受ける。ところが市の方は十四万何千の交付きり受けない、こういうことになつたのであります。以上のような経過によつて請願書を提出したのであります。その内容は別に請願書として印刷されてある筈でありますから、ここに全部朗読することは省略いたしますが、その要点とするところは第十三條にあるのであります。勿論それだけではありませんが、主としてここに記載されておるとこの具体的なものは第十三條であるのであります。即ち五大都市にありまして区に割当てるところの事務費の額と、それ以外の全国の市に割当てるところの事務費の額との間に非常に隔りがあり過ぎる、こういうこととあります。この法令によつて見ますと、区におきましては十万人未満と十万人以上の二つに分れております。ところが市は三万人未満、三万人以上五万人未満、五万人以上十万人未満、十万人以上十五万人未満、十五万人以上、こういうふうに分れておるのであります。それで仮に三万人以上五万人未満の区があつたとしましたら、それでも三十六万

余円の事務費の交付を受ける。ところが市の方は十四万何千の交付きり受けない、こういうことになつたのであります。以上のような経過によつて請願書を提出したのであります。その内容は別に請願書として印刷されてある筈でありますから、ここに全部朗読することは省略いたしますが、その要点とするところは第十三條にあるのであります。勿論それだけではありませんが、主としてここに記載されておるとこの具体的なものは第十三條であるのであります。即ち五大都市にありまして区に割当てるところの事務費の額と、それ以外の全国の市に割当てるところの事務費の額との間に非常に隔りがあり過ぎる、こういうこととあります。この法令によつて見ますと、区におきましては十万人未満と十万人以上の二つに分れております。ところが市は三万人未満、三万人以上五万人未満、五万人以上十万人未満、十万人以上十五万人未満、十五万人以上、こういうふうに分れておるのであります。それで仮に三万人以上五万人未満の区があつたとしましたら、それでも三十六万

う。今説明したように非常に莫大な、外の市よりも多くの経費を費つておるのに、まだその上に市においても六十七万円という経費を大都市においては貰う。そうしてその上に県も大都市の都道府県においては相当の、何千万円の事務費を貰う。こう三段階に大都市においてはおいておる。その犠牲をこの中小都市が負担しなければならんというふうなこともなつて、非常にここに不公平があるというのがこの請願の理由のように思うのであります。それを見ますというと、確かにそういう欠点があるのであります。これは選挙管理委員会の事務局に聞いてみますと、いうと、従来の実績をそう急激に変更するということとはなか／＼困難な情勢にある。これでも東京のごときは三百万でございまして、非常に従来でも少い経費になつておるのである。こういうことであつたわけでありまして。従来はこのような法律がありませんでしたから、普通の基準によつてこれを一括して府県に配付しまして、そうして府県が市なり町村なりにこれを配付してつたというのが実際の事情でありまして。その配付の結果を検討いたして見ますと、先ず第一は県庁において必要と思うところの経費を半分ぐらゐ取つてしまふ。そうしてその次においては県庁所在地の市等に多く行く、そしてその次の段階においては弱小町村において配付するというふうなわけになります。従ひまして、選挙の費用の犠牲は末端の市町村等において、莫大な

犠牲によつて選挙をやつていたというふうな事情である。これは法律によらずして普通の費用配分の方法によつてやつて行つた結果でもあると思うのであります。今度このような国会の審議によつてできる法律がありまして、そしてそれ／＼の基準が明らかにされて、府県市町村を通じて、その基準に従つて配分をするということになつたというところは、これは確かに民主主義の一つの現われであつて、かくのごとき処置というものは非常に結構なことだと思つてゐるであつて、原則的にはこの法律によつて賛意を表してゐるわけでありまして。併しながらかくのごとき法律によつて事細かに決定して、そうしてこれによつて選挙を執行するということになり、而も国会議員においては国が経費を負担するという建前をとつておるのであつて、府県市町村が負担するということでないものである。国の執行するところの国会議員の選挙を、いわば一定の基準によつて府県市町村の管理委員会に請負わせてしまふというふうな形になるのであるからして、この経費の配分というもののつきまはしては最も科学的であり、最も妥当であり、公平でなければならぬと思つてゐる。明瞭である。この法によつて明らかにしておる。いわゆる硝子張りの中で経費を負担するといふ点において非常に明瞭なところの実行ができると思つてゐる。ところが、その内容においては余程これに検討を加えて、そうして科学的にどこから見ても公正であるという内容が必要とすると思つてゐる。たゞ事務当局から聞いて見ると、非常に公正なところのことをやろうとしても

従来の実績というものがあつた。その実績に基き急に変化を及ぼすということは、又今まではこれだけの経費を費つておつたが、今度こういふふうになつたといふようなことになるので、そこに暫定的な経過的なコースといふものをやはり考えなければならぬといふことも、これ又現実に即した考え方だとも思つてゐる。従ひまして、この請願の紹介議員と私自身が敢えてなつたわけでありまして、十分この委員会において御審議の程をお願いしたいと思つてゐる。○委員長(小串清一君) 只今鈴木委員の御説明によりますこの請願は、この法律案審議の重要な参考となるものと思つてゐる。この委員会において一通りこれをお預りして置く、そしてこの審議の参考に使いたいと思つてゐる。御異議ありませんか。○委員(小串清一君) 呼ぶ者あり。○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めてさう取計らいます。それからこの法案の大体の説明を終りました。が、尙御質問等がありましたら……○城義臣君 大体会期も残すところ僅かとなつておりますが、只今の鈴木委員の紹介議員としての御説明を承りますと、然らばそれに対してどういふ修正を出すかといふ具体的な問題を今後討議しなければならぬが、それについての日程、彼れこれの点もあつたので、その辺、委員長の御腹案があれば、この際伺つておきたいと思つてゐる。

○委員(小串清一君) 本案について御質問がなく、只今の御意見があれば、この際適當な修正の御意見を委員諸君の方にあれば、これを御説明願つて、そうして関係方面に了解を得たり、会期も切迫しておりますから、相當に急ぐ必要があつたと思つてゐる。一つこの際御意見を出して頂きたいと思つてゐる。○鈴木直人君 私は修正意見を持つておるものであります。それは第三條第一項第四号及び第五号を改めたと思つてゐる。その内容といふことは、先程私が請願の趣旨説明のときに申し上げましたように、区におきまして、一つ人口別の区分をもう少し詳しくして、そうして市と同じようないわゆる枠を作りたい、なぜかとお申しますと、市におきましても、区におきましても、これは同じ選挙をするのであつて、区も市もこれは管理委員会として同じに取扱うべきものであると思つてゐる。区だけを二つに分け、市を三つに分けるというふうなところの根拠がないと思つてゐる。若し市をこの二つにするならば、それでもよろしいし、区を市並みにすることにしてもよろしいと思つてゐる。ところが、市は相當人口がまち／＼であります。区もさうであります。私の案としては、区の区域を市と同じように大体改めたい。併しながら三万人未満の区といふのは余りありませんから、これを取りまして、そうして十万人未満といふのを、区におきましては五万人未満といふことを最下級にして、そうしてその上は五万人以上十万人未満、それからその次は十万人以上十五万人未満、それから十五万人

以上、つまり市と同じようにする。その代り三万人未満といふのは、必要がないからそれは採らないといふふうな、四段階に分けるというふうな方に区の方を修正したいと思つてゐる。そうして第二は、その分けた範囲内において、市の方は少し殖やしたいと思つてゐる。併しながら区の方に置きまして、市と区との関係において、いわゆる俸給その他の基礎が違ひますから、やはり区の方に置きまして、これは市よりも経費を多くするといふことが、やはり必要だと思つてゐる。私としては具体案を持つておるのでありますけれども、これは実はまだ関係方面のオーケーを取つておりませんので、その具体的な数字につきましては、関係方面のオーケーを取つてから実はここに提案したいと思つてゐるわけでありまして、そういうふうな修正案を持つておるといふことを申し上げておきたいと思つてゐる。○城義臣君 只今の鈴木君の修正意見の骨子というものは、趣旨として私共も全く同感であります。大体具体的にこの四段階に枠を再分割するといふことについてはこの法の構成してゐる員数であります。これについては十分鈴木君の方ですでに御研究済みかと思つてゐる。それであれば我々は全く同感なんであります。その点、一点だけ修正意見を出しになつた鈴木君に伺つて置きたいと思つてゐる。○鈴木直人君 員数というものは……○城義臣君 人口を、区の三万人未満はやめるというのです。○鈴木直人君 三万人未満は殆んどないと思つてゐる、併し神戸ですね、神

戸かどこかに少しあつたと思うのです
が、殆んど実際においては五万人未満
三万人以上が非常に多いということ
ありますから、その少数のところは
実は省略したわけでありするが、御
意によつては三万人未満というの
も加えても差支えないと思ひます。

○委員長(小串清一君) 只今鈴木委員
の御意見によつて、前の請願の事情も
あり、この案を少し修正をしてみた
い。で、その場合には先づ以て関係方
面のアプループをとる必要があります
から、その上で修正意見を出したい
ということでありますが、皆さん御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小串清一君) それでは関係
方面の早速アプループをとるために、
本日はこの程度で散会いたしまして、
その結果を待つて開会することにしよ
うと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小串清一君) 然らば本日は
これで散会いたします。

午後零時五分散会
出席者は左の通り。

委員長 小串 清一君
理事 大野 幸一君
城 義臣君
鈴木 直人君
委員 佐々木 鹿蔵君
中川 幸平君
藤井 新一君
鬼丸 義齊君
小林 勝馬君
柏木 庫治君
来馬 琢道君
島村 軍次君
宿谷 榮一君

昭和二十五年五月十九日印刷

昭和二十五年五月二十日発行

政府委員

全国選挙管理
委員会委員長 海野 普吉君
全国選挙管理委
員会事務局長 吉岡 惠一君
総理府(全国選挙)
管理委員 石渡猪太郎君
事務局 会事務局
管理課長

四月十四日委員会に左の事件を付託さ
れた

一、公職選挙法中第二百七十條、
第二、三項削除に関する請願(第
一八四四号)

第一八四四号 昭和二十五年三月三
十日受理

公職選挙法中第二百七十條第二、三
項削除に関する請願(六通)

請願者 東京都北多摩郡東村山町
国立らい療養所多摩全
生園内 原田嘉悦外二
千五百七名

紹介議員 羽仁 五郎君
今回提出された公職選挙法中第二百七
十條第二、三項の「入院加療中の者と住
所要件との関係」を規定する條項によ
ると、従来最寄の場所投票ができた
病院、療養所に入院加療中の有権者
は、今回の選挙からは選挙権を行使す
るのには、無理をして入院前の居住地
まで赴くか、または不在投票の方法に
よるはかないが、かくては種々不便支
障も多くて、選挙権の行使を妨げる結
果となるから、病院、療養所を現住所
と認めるよう法案の審議に當つて、前
記の條項を削除せられたいとの請願。

四月二十一日日本委員会に左の事件を付
託された。

託された。

一、長期入院療養者に対する選挙法
改正案の請願(第一九四四号)

一、長期入院療養者に対する選挙法
改正案の請願(第一九四四号)

一、国会議員の選挙等の執行経費の
基準に関する法律案中一部修正に
関する請願(第一九四四号)

一、市町村議会議員と都道府県議会
議員との兼職問題に関する陳情
(第三八六号)

第一九四四号 昭和二十五年四月五
日受理

長期入院療養者に対する選挙法改正案
の請願

請願書 東京都北多摩郡村山村
中藤 国立療養所村山
病院内 折原一郎外百
三十七名

紹介議員 羽仁 五郎君
衆議院選挙法改正に関する特別委員会
に「療養所は住所として認めず入院者
の投票は入院前の住所で投票する」と
の改正案が提案されたが、結核入院者
は、長期入院のため入院前の住所が遠
方にある者が多数を占め、また病状に
よりほとんど全員が入院前の住所に投
票に行くとができない状態にあるの
でこの改正案が国会を通過すると、入
院中の結核患者は、国民として最も大
切な権利義務である選挙権を事実上失
う結果となるからこのような改正を中
止して、従来通り入院中の結核患者は、
療養所を現住所として選挙権を行使で
きるよう処置せられたいとの請願。

第一九四八号 昭和二十五年四月五
日受理
長期入院療養者に対する選挙法改正案
の請願

請願者

岩手県一関市山目町泥
田山下四八国立岩手療
養所内 菊池希孝

紹介議員 千田 正君
この請願の趣旨は、第一九四四号と同
じである。

第一九四四号 昭和二十五年四月八
日受理

国会議員の選挙等の執行経費の基準に
関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 静岡県沼津市議会議長
松本一郎

紹介議員 平岡 市三君
国会議員の選挙法執行経費の基準に
関する法律案によると、国庫負担額の比
率は大都市と、中小都市では大差があ
つて極めて不合理であるから、大都市
と中都市の区別を廃止し市は全部一本
建の基準とするよう法案を修正せられ
たいとの請願。

第三八六号 昭和二十五年四月十日
受理

市町村議会議員と都道府県議會議員と
の兼職問題に関する陳情

陳情者 東京都港区芝西久保巴町
三五全国町村会館内 齋藤
町村議會議長 内 齋藤
邦雄

今回制定された公職選挙法によれば、
従来地方自治法によつて認められてい
た市町村議會議員と都道府県議會議員
との兼職各認の原則が、実質的に禁止
されることになったが、都道府県と市
町村との行政上の独立が強化されよう
としている折から、狭域団体である市
町村議會議員に、当該広域団体である
都道府県の議會議員を兼職できるように
善処せられたいとの陳情。

四月二十五日本委員会に左の事件を付
託された。

一、国会議員の選挙等の執行経費の
基準に関する法律案中一部修正に
関する請願(第二三八号)

第二三八号 昭和二十五年四月十
八日受理

国会議員の選挙等の執行経費の基準に
関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都千代田区役所内
全日本市区選挙管理委
員会連盟内 角田隆治
郎外二百三十一名

紹介議員 鈴木 直人君
国会議員の選挙等の執行経費の基準に
関する法律案によると、選挙執行に要
する事務費の国庫補助率は、五大都市
の行政区には高率の経費が与えられる
のに比し、一般市に対してははるかに
低率であつて、選挙の執行に支障を生
ずる虞もあるから、一般市に対する補
助率を増進せられたいとの請願。

第十六号正誤
頁段行 誤 正
三五 管理局長 管理課長

参議院事務局

印刷者 印刷 印